

新潟県スポーツイベント等開催支援事業補助金

募集要項

1 申請受付期間

令和2年11月16日(月)から令和3年3月12日(金)まで

※原則、補助事業実施の2週間前までに提出してください。

間に合わない場合は、県にご相談ください。

※予算額を超える申込みがあった場合は、受付期間内であっても受付を終了します。

2 受付方法

郵送又は持参となります。

(宛先) 〒950-8570 (住所記載不要)

新潟県県民生活・環境部スポーツ課スポーツイベント班 宛

※封筒表面に「スポーツイベント等開催支援事業補助金申請」と記入してください。

※封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ず記入してください。

3 問合せ先

新潟県県民生活・環境部スポーツ課スポーツイベント班

TEL: 025-280-5951

FAX: 025-280-5276

(受付時間) 平日8時30分から17時15分まで

4 申請に必要な書類の入手方法

新潟県ホームページからダウンロードできます。

「新潟県トップページ」→「組織別」→「県民生活・環境部 スポーツ課」
→「新潟県スポーツイベント等開催支援事業補助金」

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenminsports/sport-event-hojokin.html>)



1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止が相次いでいるスポーツ大会やスポーツイベント（以下、「イベント等」という。）の開催、活動の縮小を余儀なくされている総合型地域スポーツクラブの活動を支援するため、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたイベント等・教室の開催に要する経費に対して補助金を交付します。

2 補助対象者

補助対象者は、県内で補助対象事業となるイベント等を開催する団体や新潟県総合型地域スポーツクラブ（以下「団体等」という。）とします。

ただし、下記のいずれかに該当する団体等は対象外とします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- ④ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 補助対象事業、補助率及び補助上限

(1) スポーツイベント開催支援（補助対象経費の10/10、上限40万円）

次に掲げる事項を全て満たすものとします。

- ① 令和2年12月1日から令和3年3月14日までの間に、県内で開催され広く県民にスポーツ・運動の機会を提供するもの
- ② 各業界団体等で作成した業種別ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じているもの
- ③ 市町村の範囲を超えて参加者を募集するもの

※次のいずれかに該当する事業は補助対象とはなりません。

- ・国または地方公共団体が主催又は共催するもの（ただし、国又は地方公

共団体が他団体と主催又は共催するものであって、かつ財政支出を伴わないものを除く。）

- ・専ら参加者が特定の市町村の住民や特定の団体の会員などのために開催されるもの
- ・専ら申請団体の営利を目的としたもの
- ・学校体育の一環として開催されるもの
- ・eスポーツに関するもの
- ・寄付や勧誘を主な目的とするもの
- ・政治活動又は宗教活動に関係するもの
- ・公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるもの

(2) 総合型地域スポーツクラブ活動支援（補助対象経費の10/10、上限20万円）
令和2年12月1日から令和3年3月14日までの間に開催する教室、又は会員だけでなく地域住民も参加できるイベント等で、業種別ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じているもの

※地方公共団体の委託事業や補助事業で行うものを除く。

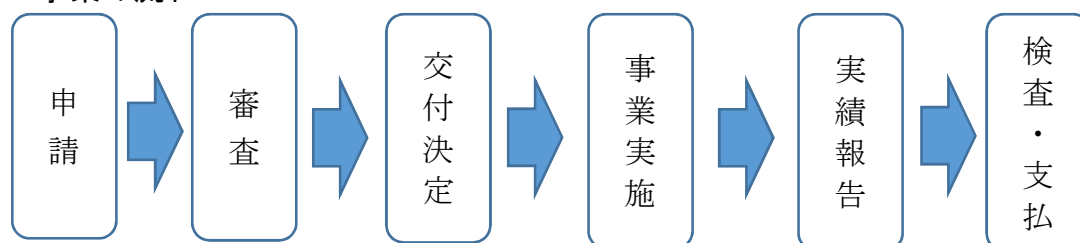
なお、期間内であれば補助限度額の範囲内において複数の教室やイベント等を対象にすることができる。

4 補助対象経費

項目	内容
施設使用料等	補助事業を実施するために直接要する体育施設等の施設使用料及び付帯設備の使用料 ※ 付帯設備については、事業の目的から逸脱する過大な使用は除く。 ※ 施設使用料等の減免を受けている場合は、減免後の施設使用料等を対象経費とする。
感染防止対策に必要な衛生設備、衛生用品等の購入費又は賃借料	飛沫防止パネル、透明ビニールカーテン、フィジカルディスタンス確保を目的としたサイン、消毒設備、非接触体温計、ゴーグル、フェイスシールド、ガウン、エプロン、防護服、マスク、アルコール消毒液、消毒用ウェットティッシュ、ディスポ手袋、洗浄剤・漂白剤、サーモカメラ・サーモグラフィーレンタル その他感染防止対策に必要なもの ※ 購入費については単価5万円（税込）を超えるものを除く。
外部講師謝金	補助事業を実施するために直接要する外部講師謝金 ※ 「(2)総合型地域スポーツクラブ活動支援」事業のみ対象とする。

※消費税及び地方消費税、令和2年11月16日より前に契約又は発注されたもの等は対象外となります。

5 事業の流れ



6 申請手続き

手続き	提出書類	提出期限
補助金の交付を受ける場合 (交付申請)	① 新潟県スポーツイベント等開催支援事業補助金交付申請書 (別記様式第1号) ② 誓約書 (別記様式第2号) ③ 申請する対象経費の一覧 (別記様式第3号) ④ 対象経費に係る見積書又は金額を確認できるもの ⑤ 補助事業に係る収支予算書 ⑥ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を確認できるもの ⑦ 施設使用許可書の写し (予約状況を確認できるもの) ⑧ 口座情報を確認できる通帳等の写し (カナ名義まで確認できるもの) ⑨ 規約 (会則) 等、役員名簿の写し	事業実施の2週間前まで ※間に合わない場合は、県にご相談ください。 予算額を超える申込みがあった場合は、受付期間内であっても受付を終了します。
事業の内容又は経費を変更する場合 (事業変更承認申請)	① 新潟県スポーツイベント等開催支援事業補助金事業変更承認申請書 (別記様式第5号) ② 交付申請書の添付書類に記載事項に変更がある書類	変更する前
事業を中止又は廃止する場合 (中止(廃止)承認申請)	① 新潟県スポーツイベント等開催支援事業補助金事業中止(廃止)承認申請書 (別記様式第6号)	事業の中止、又は廃止しようとする日の15日前まで

<p>事業終了後 (実績報告兼 請求)</p>	<p>① 新潟県スポーツイベント等開催支援事業 補助金実績報告書兼請求書 (別記様式第7号)</p> <p>② 補助事業に係る収支決算書</p> <p>③ 施設使用料領収書の写し</p> <p>④ 付属設備使用料領収書の写し</p> <p>⑤ 付属設備使用料明細書の写し</p> <p>⑥ 感染防止対策に要した経費の領収書すべて(原本)</p> <p>⑦ 当日のチラシ・プログラム等</p>	<p>事業を実施した月の翌月 15日又は令和3年3月17日のいずれか早い期日まで</p>
---------------------------------	---	--

7 その他

- (1) この補助金の交付決定後、正当な理由なくイベント等・教室を開催しなかった場合や交付申請書に虚偽の記載内容があった場合は本補助金の交付決定を取り消します。
- (2) 本補助金については、国の交付金を活用して実施しているため、補助金に係る支出書類を整備し、事業年度終了後5年間保存してください。
- (3) 補助事業の内容又は経費を変更(事業費の20%に相当する額を超えない軽微な変更は除く。)する場合や、やむをえぬ事情により事業を中止する場合などは、速やかにスポーツ課まで連絡してください。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大予防対策については、下記のホームページを確認してください。
 - ・「業種別ガイドライン」:内閣官房ホームページ(<https://corona.go.jp/>)
 - ・「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」:スポーツ庁ホームページ
(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html)
 - ・「中央競技団体が作成した競技別ガイドライン」:公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ
(<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>)